

### 陳 情

次の陳情は所管の委員会へ回付されました。

▼野田市長の教育再生首長会議・会長就任及びグレンテール市市街軍慰安婦の碑に関する講演の不適切性についての陳情

政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例 原案一部訂正説明

### 大 阪 維 新 の 会

平成三十年三月二十九日に提出した東大阪市政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の附則にある施行日を、平成三十年四月一日から平成三十年八月一日に訂正したい。

六月二十九日議決案件

### 討 論

### 日 本 共 産 党

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の専決事項報告に関しては、これまで教職員免許法に規定された免許状を有する者という資格を緩和するものであり反対する。

市立保育所条例等の一部改正、及び(仮称)市立乳舎衛認定こども園整備工事に關する請負契約締結に關しては、公立幼稚園、保育

所の統廃合を進めるもので、多くの矛盾と問題を抱えている。公立の就学前教育、保育施設再編整備計画の抜本的見直しを求め反対する。

議案第九号財産取得の件に關しては、当初より花園ラグビー場の土地買い取りに反対してきた。市の所有による毎年の管理費等が市民に大きな負担となることや、立ち退き問題が未解決であることから反対する。

二十九請願第二号、三号、四号、五号の御厨保育所、鳥居保育所、岩田保育所、友井保育所の存続を求める請願に關しては、公立の就学前教育、保育施設再編整備計画にある公立保育所の統廃合に反対する内容で、早期に議会の判断を明らかにすべきであり継続に反対する。

児童生徒就学援助条例の一部改正に關しては、我が党は就学援助金の七月支給では準備費用が負担となることから、前倒しの支給を求めてきた。入学前の支給は保護者の切実な願いが実現するものであり賛成する。

七月五日議決案件

### 日 本 共 産 党

政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例 討論

本条例案について以下の

理由により反対する。まず、基礎自治体において二元代表制のもとで議員としての調査、研究と政策立案、及び提案権を政務活動費のルールのもと、活発に進めることが重要であり、政務活動を事実上否定するものと言わざるを得ない。次に、昨年一月に外部委員からなる政務活動費調査等協議会から議長に意見書が提出され、それを受け、各会派が参加する政務活動費検討会議が開催され、現在、ルールの見直し及び検討が行われている。我々が今やるべきことは本条例を決定することではなく、不適切な支出や流用等を起こし得ないルールと仕組みを作ることである。更に、大阪維新の会東大阪市議団から「二元代表制を否定するものではなく、地域の実情に合わせればよい」等を旨とした考え方が述べられた。大阪では「一元代表制をよし」としつつ、地域により「二元代表制を認める」ところと、そうでないところ」が存在することとなり、地方自治の根源が揺らぎかねない。議会と首長との関係、政務活動と政務活動費のあり方等の前提が崩れてしまいかねず、本条例案には反対する。

## 大阪維新の会提案の「東大阪市議政務活動費の交付に関する条例の廃止に関する条例制定の件」に対する本会議質疑

### 日 本 共 産 党

神野 淳一

問 平成二十八年六月の第二回定例会で、わが党より、二元代表制(※日本国憲法第九十三条第二項「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と規定。長と議会がともに住民を代表するところ)に特徴がある。議会は市長と独立・対等の関係に立つ。議会は、大きな権限を持つ行政執行機関である

問 長が行政の執行などを適切に行っているのかという、監視や議決機関等の役割がある。を認めるという維新の会東大阪市議団に対して、大阪維新の会のホームページの大阪都構想への疑問についての回答には、「おそらく権力は集中させるべきで、一元代表制がよい。」とあることの見解を示して、二元代表制なのか一元代表制なのかと質問した。しかし、いまだ回答がない。この問

題は、議会が必要なのか不必要なのかに關わる重要な問題であり、議会が必要なのかであれば、そもそも政務活動費は必要がないということになる。公党の見解をお答えいただきたい。

森脇議員 地方自治制度は、地域の実情に合わせて決めればよく、一國多制度がよい。今の大阪は、地域再生が経営課題で、恐らく権力は集中させるべきで、一元代表制がよく、ワン大阪が必要だが、よその地域は必ずしもそうではない。

### 新 社 会 党

松平 要

問 政務活動費の検討会議が何度も開催され、改革に着手している中で政務活動費廃止の条例提案を行う目的は何か。選挙のためのパフォーマンスではないのか。

森脇議員 大阪維新の会東大阪市議団は発足以来政務活動費を一切いれだかずに現在も活動している。

問 維新の会は出張旅費で会派視察を行っているが、政務活動費では出ない食費が出張旅費には含まれてお

り、市民目線から見るとおかしいと思うが、維新の会は政務活動費と出張旅費の違いをどう整理しているのか。

高橋議員 それぞれ根拠条文が違うため、大阪維新の会としてその二つは全くの別物と区別している。

問 政務活動費の後払いについて、私は事務経費は約二倍になると試算している。維新の会はどう試算しているのか。

森田議員 細かくは出しておらず、やってみたいところからない部分もあり、ざっくり二倍以内と見ている。

問 そんな杜撰な試算での後払いの提唱なら、市民に対して不誠実と言わざるを得ない。市民が判断するために正確な情報を伝える必要がある。後払いを提唱するのなら、資料を整えて検討委員会で提案することこそ市民に対する議員の責任であると思うが、どうか。

森田議員 検討会議において後払いの話を出すときには資料を取り揃えたい。